

議案第 1 2 号

清水町いきいきふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 5 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町いきいきふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例

清水町いきいきふるさとづくり寄附条例（平成 20 年清水町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 2 号を加える。

（6） 人口減少対策支援事業

（7） いきいきふるさとづくり寄附推進事業

第 4 条中「第 1 条の目的に対し寄附された寄附金の額とする」を「一般会計歳入歳出予算に定める範囲とする」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。